

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
咲くら訪問看護リハビリステーション	所 在 地	春日部市永沼二七六一	春日部市大倉一三一―一システムマンション南桜井一〇一

二 指定施術機関

氏 名	変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
高西 郁雄	施術者	施術所	高西 幾靖	高西 郁雄
	氏 名	所在地		
村田 翔一			訪問マッサージたんぽぽ	(同)
		所沢市北中三―一九―三―一〇一		
		狭山市南入曽四六八―八		